

G 0 0 5 中心静脈注射（1日につき）

【注の追加】

(追加)

注4 区分番号C 0 0 5に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は区分番号C 0 0 5-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料を算定する日に併せて行った中心静脈注射の費用は算定できない。

G 0 0 6 植込型カテーテルによる中心静脈栄養（1日につき）

【名称の見直し】

植込型カテーテルによる中心静脈栄養（1日につき）

植込型カテーテルによる中心静脈注射（1日につき）

【注の新設】

(新設)

注1 区分番号C 0 0 5に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は区分番号C 0 0 5-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料を算定する日に併せて行った植込型カテーテルによる中心静脈注射の費用は算定できない。

【注の新設】

(新設)

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は50点を所定点数に加算する。